

保保発 0414 第1号  
保国発 0414 第1号  
保高発 0414 第1号  
保連発 0414 第1号  
令和5年4月14日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課長  
（公印省略）  
厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（公印省略）  
厚生労働省保険局高齢者医療課長  
（公印省略）  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
（公印省略）

「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」  
の一部改正について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保険者等が個人番号を登録する際の留意事項については、「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」（令和4年1月27日付け保保発0127第1号、保国発0127第1号、保高発0127第1号、保連発0127第2号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知。以下「令和4年1月27日付け連名通知」という。）によりお示ししたところです。

今般、本年4月1日からオンライン資格確認の導入が全国の保険医療機関・薬局に原則義務化されたとともに、令和6年秋には保険証の廃止を目指すこととされたことに伴い、保険者等による速やかなデータ登録及びデータの正確性の確保がますます重要となることを踏まえ、当該通知の一部を別紙のとおり改正し、本日より適用（改正後の令和4年1月27日付け連名通知の1. (2)について

は、令和5年6月1日から適用) しますので、対応につき遺漏無きようお願い申し上げます。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課(室)におかれては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 主な改正内容

- (1) 医療保険者等向け中間サーバー等への個人番号登録に当たっては、資格取得届及び被扶養者届(以下「資格取得届等」という。)に記載された個人番号に基づき登録することを原則とすること。資格取得届等に個人番号の記載がない場合、原則として、保険者等は届出を行った事業主に個人番号の記載を求めること。
- (2) 提出された資格取得届等に個人番号の記載がない場合であって、やむを得ず、保険者等が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への照会(以下「J-LIS照会」という。)により加入者の個人番号を取得する場合には、必ず、5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)により照会を行うこと。
- (3) 5情報のうち、4情報以下(例:カナ氏名、生年月日、性別など)によるJ-LIS照会で個人番号を取得しないこと。
- (4) その他所要の改正を行うこと。

以上